

令和5年度  
いじめ防止基本方針

流山市立小山小学校

## 目次

### 第一章 いじめの定義と基本方針

- (1) いじめの定義及び、解消された状態の定義
- (2) いじめ防止対策の基本理念

### 第二章 学校の対策組織

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について
- (2) 生徒指導の組織及びいじめ防止対策推進委員会の役割
- (3) いじめ防止等の対策組織の構成

### 第三章 学校におけるいじめ防止等に関する措置

#### 3-1 未然防止

- (1) 規範意識の育成
- (2) 生徒指導の機能を活かした授業の実践
- (3) 命を大切にする教育
- (4) 道徳教育の充実
- (5) 情報モラルの育成
- (6) いじめ防止推進月間の取り組み
- (7) 子どもたちに寄り添った指導
- (8) 教職員の共通理解

#### 3-2 早期発見

- (1) 定期調査
- (2) 児童の様子・遅刻欠席状況の把握
- (3) 教育相談
- (4) インターネット上のいじめやトラブル

#### 3-3 早期対応

### 第四章 重大事態

- (1) 重大事態の定義
- (2) 生命心身財産重大事態
- (3) 不登校重大事態
- (4) 発生後の対応

### 第五章 いじめ発生時対応フローチャート

### 第六章 公表・点検等

### 第七章 年間計画

### 附則 流山市いじめ防止マニュアル

## 流山市立小山小学校 いじめ防止基本方針

流山市立小山小学校は、「いじめ防止対策推進法」及び、「流山市いじめ防止対策推進条例」「流山市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

### 第1章 いじめの定義と基本方針

#### (1) いじめの定義及び、解消された状態の定義

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

#### いじめの解消の要件

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等によっては、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

##### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(流山市いじめ防止基本方針より抜粋)

#### (2) いじめ防止等対策の基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命・心身を保護することが何よりも重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者が相互に関わり、いじめのない環境をつくることを基本として行われなければならない。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられ

た児童等の立場に立つ。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、そのままにしない」の3ない宣言をする。

## 第2章 学校の対策組織

### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

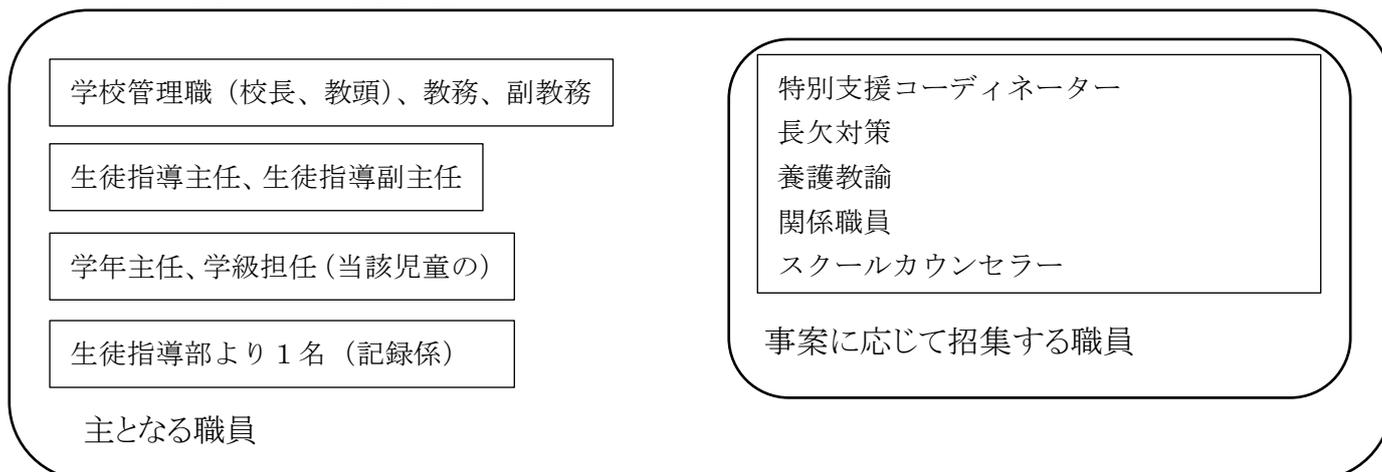
いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめゼロ」を目指し、学校全体で組織的な取り組みを行う。本校では、生徒指導部会兼いじめ対策会議(月1回)で日常的な児童の諸問題や発覚しいじめ、心の天気雨や雷が続く児童について情報共有及び、対応の検討を行う。いじめ問題については、教育相談記録、生徒指導記録、聞き取り用紙、いじめ認知事案一覧にて情報を残している。重大事案の発生と学校長が判断した際には、「いじめ防止対策委員会」の組織を至急招集する。また、必要に応じて教育委員会に人材の派遣を要請する。

### (2) 生徒指導の組織及びいじめ防止対策推進委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な一年間の取り組みの検討や修正。
- いじめに対する組織的対応の中核となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を担う。
- いじめの相談窓口としての役割を担う。
- いじめ事案の通報、実態の集計・教育委員会への報告を行う。

### (3) いじめ防止等の対策組織の構成

#### ○小山小学校いじめ対策組織



その構成にあたっては、事案に応じて柔軟に職員を招集し、対応チームを編成する。主として、学校管理職、教務、副教務、生徒指導主任、学級担任によって組織する。また、対策会議の記録係として、生徒指導部から一名を任ずる。事案に応じて、特別支援コーディネーターや、長欠対策、保健室、関係職員、スクールカウンセラーを招集するものとする。

### 第3章 学校におけるいじめ防止等に関する措置

本校では、「未来を切り拓く力の育成」を学校教育目標とし、「かしこく、やさしく、元気よく」をキーワードに児童の育成に取り組んでいる。「子ども一人一人が大切にされ、人が嫌がることをせず、活力があり規律のある学校生活」実現のため、いじめ防止に全校をあげて組織的に柔軟に取り組む。

本校では、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つに分けて諸課題に対応する。

#### 3-1 未然防止(課題予防的生徒指導)

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめをしない、させない、そのままにしない学校・学級の風土を醸成するために、以下の取り組みを推進する。

##### (1) 規範意識の育成

学級活動や日常の指導を通して、あいさつや時間を守る、上履き、外履きの入れ方、気が付き清掃等の基本的な生活習慣を身につけた児童の育成を図る。

##### (2) 生徒指導の機能を活かした授業の実践

###### ・自己決定の場を与える授業

考える場面や観察の場面で、考えたり、観たりする視点を示す。

自分の考えや思考過程が分かるようなノートの取り方を指導する。

###### ・自己存在感を与える授業

子どもの実態を把握し、授業のどの場面でどの子どもを生かすか工夫する。

学習に苦手意識をもつ児童にも学習に向かえる配慮をする。

###### ・共感的人間関係を育む授業

一人一人を受け入れて褒め、個性や人間性を認める。

児童のテンポに合わせながら、授業を進める。

以上のような授業を行い、「ありのままの自分」を「かけがえのない存在」として肯定的に受け止められる自己肯定感や、他者や集団に貢献し認められることにより自分の存在を価値あるものとして受け止められる自己有用感を高められるようにする。

##### (3) 命を大切にす教育

生活科や理科、保健体育、家庭科、総合的な学習の中での、人のくらしや生命に関わる領域を通じて、自他の命を大切に思う心情を養う。また、学校には、悩みをいつでも相談できる先生がいることや、相談箱があることを児童に周知し、いつでも助けを求められることを啓発する。

#### (4) 道徳教育の充実

思いやりや規範意識、相手を尊重する大切さ等を身につけられるよう、社会とのかかわりに目を向けた学習を促進する。また、自他の生命を大切にする心を養う学習の促進も行う。体験活動を充実させ、道徳の授業により補充・深化・統合を図る。

#### (5) 情報モラルの育成

年数回の生徒指導主任連絡協議会や、学校警察連絡協議会を通じて、市内の情報を収集し、校内指導に活かす。またインターネットトラブル等に児童が遭わないために、その危険性を啓発したり、情報端末の適切な取り扱い方を指導したり情報モラル教育を行う。(講師による講話や、道徳や学級活動にての学習)

#### (6) いじめ防止推進月間の取り組み

国や県の広報を受けて、いじめ防止月間には、職員、児童に「いじめをしない・させない・そのままにしない」を周知したり、校内に啓発ポスターを掲示したり、委員会活動において、児童主体となっていじめ防止のための活動を行ったりする。

#### (7) 子どもたちに寄り添った指導

「心の天気」等、見える化の ICT を活用し、雨や雷が続く児童やコメントが気になる児童一人ひとりに寄り添った声かけを行う。児童の話を傾聴し、共感を大切にする。また、学級活動、児童会活動、学校行事を通して、活躍の場面を数多くつくり、児童同士がよさを認めあったり、支えあったりできるようにする。

#### (8) 教職員の共通理解

いじめの防止や早期発見、適切な対処に対する研修や、体罰・不適切指導の研修、職員会議における周知などを通して、教職員の共通理解を図る。

### 3-2 早期発見

いじめ等の発見において教職員は、児童等の学校生活を注視する。保護者は、家庭生活の中で、児童等の生活振りに注視する。互いに密に連携し、早期発見に努める。また、地域や学童クラブなどの関係機関とも連携し、情報共有を行う。本校では、具体的に以下の事項に取り組む。

(1) 定期調査

・年間2回

学校生活アンケート

① 家庭に持ち帰り、保護者とともにアンケートに答える。

② 学校提出後、保護者との面談期間を設け、経過や対策について情報を共有する。

※アンケートは5年間学校保存。(当該年度の翌年から起算。事案の対応状況等によってはさらに継続して保管)

・年間1回 学校生活アンケート(児童の悩み・セクハラ)の実施

・年間2回 3年生以上 Q-U(学級集団状況調査)の実施

(2) 児童の様子・遅刻欠席状況の把握

・複数の職員により日常的に児童の様子を観察する。

・登校、授業中、休み時間等において、児童等の行動や人間関係を観察する。

・児童の遅刻や欠席が増えたり、続いたりした場合、児童本人や保護者から話を聞く。

・欠席が長引く場合には、早期に校内で話し合いを設け、対応を吟味する。

(3) 教育相談

・児童及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

・アンケートがなくても、いつでも先生に相談してよいことを周知し、児童等が相談しやすい体制を整える。

・教育相談員や相談ポストについて周知する。

・毎月1回 教育相談日を設定し、学年便りにて保護者へ周知する。希望者に対しては、担任や教育相談担当者が面談を行い、保護者と一緒に考える機会をもつ。

・教育相談担当や、特別支援教育を通じて、希望者には、スクールカウンセラーとの面談を調整したり、協力・助言を得たりする。

・流山市子ども専用なやみ相談ホットラインカードを配付する。

(4) インターネット上のいじめやトラブル

・児童の会話の中にネットトラブルを感じさせるものがあった場合、児童等への聞き取りを行う。

・児童の所有率や利用状況の把握をする。

・年度始めに、情報端末の使用に伴う危険性について児童等に周知する。

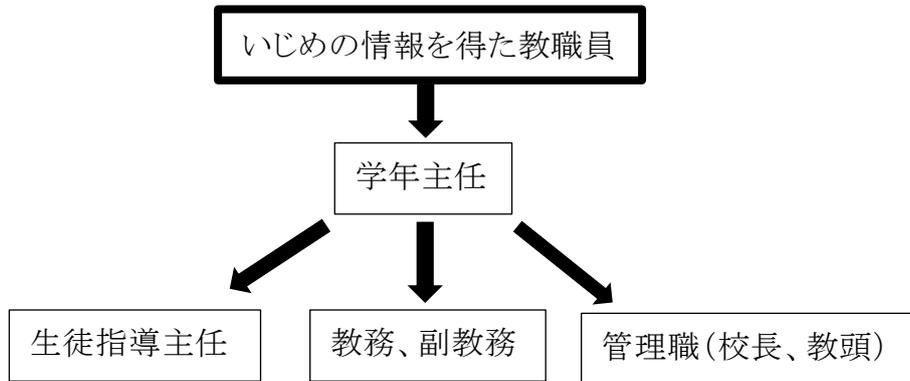
・長期休業前に「しおり」を通じて、児童及び保護者への注意喚起を行う。

・教育委員会や流山警察と連携し、早期発見に努める。

### 3-3 早期対応

- ・定期調査によって、いじめ等が発見された場合、速やかに事実確認を行う。複数学級や他学年にわたる場合は、関係学級や学年の職員と連携を図り、早期対応を行う。

#### 【情報共有の手順】



#### 【情報共有する内容】

得られた情報について、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の具体的な内容を共有する。

- ・事実確認により、いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等への指導とその保護者への報告助言を行う。その際、学校の対応は、学級担任個人によって決定せず、事実に基づいて複数の職員で対応を協議する。また、被害児童の思いに沿うように留意しながら、加害児童との関係改善に努める。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーを活用する。
- ・いじめを行った児童に対して、児童の抱えている問題など、背景にある事情にも目を向け指導を行う。継続的な指導を行っても改善が見られない場合は、警察との連携や懲戒などの措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ・いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく、傍観者の存在にも注意を向け、必要に応じて集団全体に向けての指導を行う。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第4章 重大事態)は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。(行為の重大性によっては、警察に相談・通報を行う。)
- ・いじめの事実を確認した場合は、いじめを行った児童といじめを受けた児童の双方の保護者に連絡し、事実を報告する。
- ・どんなに小さいいじめでも、初期段階から見過ごさないよう、情報の共有を行う。

## 第4章 重大事態

### (1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、以下である。

- ①児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

### (2) 生命心身財産重大事態

- ・児童が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。

(流山市いじめ防止基本方針より)

### (3) 不登校重大事態

重大事態となる「相当の期間」の欠席について、国基本方針は、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

重大事態に至ると予想される事案があるときは、早めに教育委員会に連絡する。

### (4) 発生後の対応

重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会に一報を入れたうえ、速やかにいじめの重大事態の認知に係る報告書を作成する。報告書は、教育委員会を通じて市長に提出し、速やかに学校又は教育委員会が調査組織を設けて事実関係の調査を行う。

この調査は、事案を解明することによってその事案への対処や再発防止を適切に行うことを目的としたものであり、責任追及や裁判等への対応を目的としたものではないことに留意する。

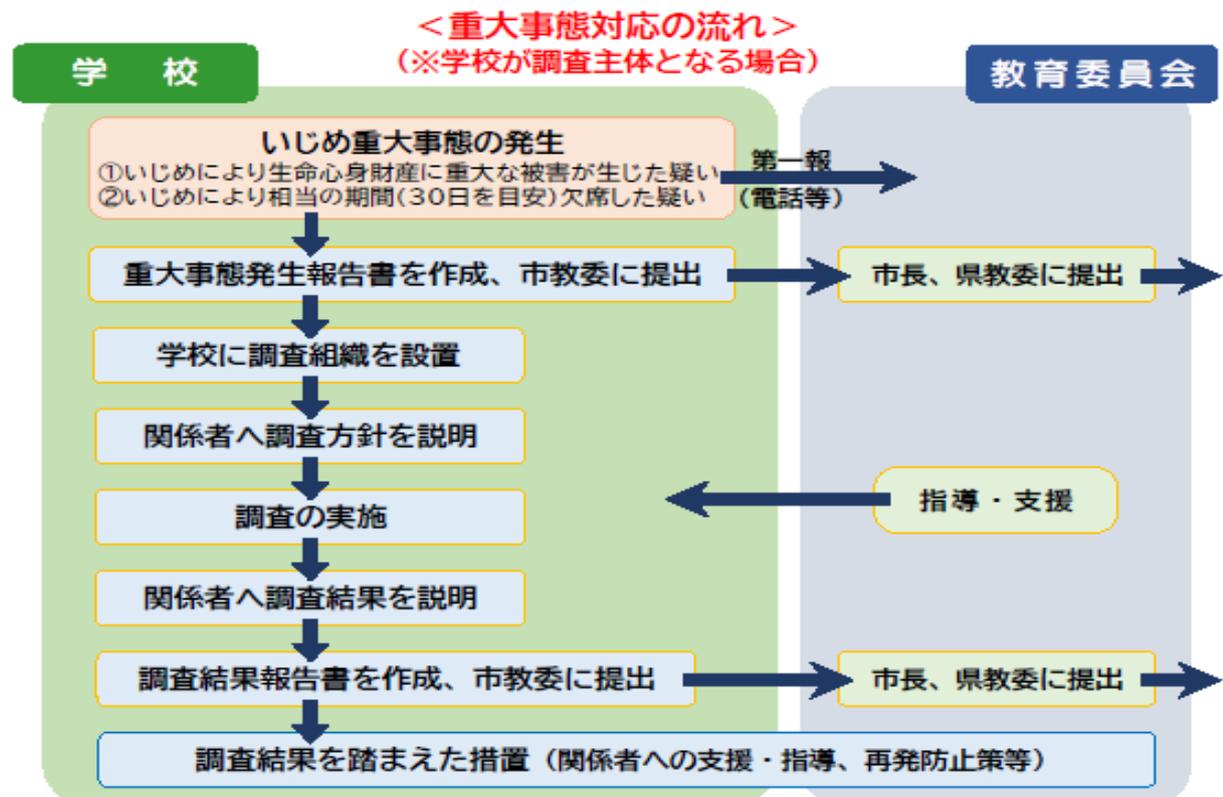
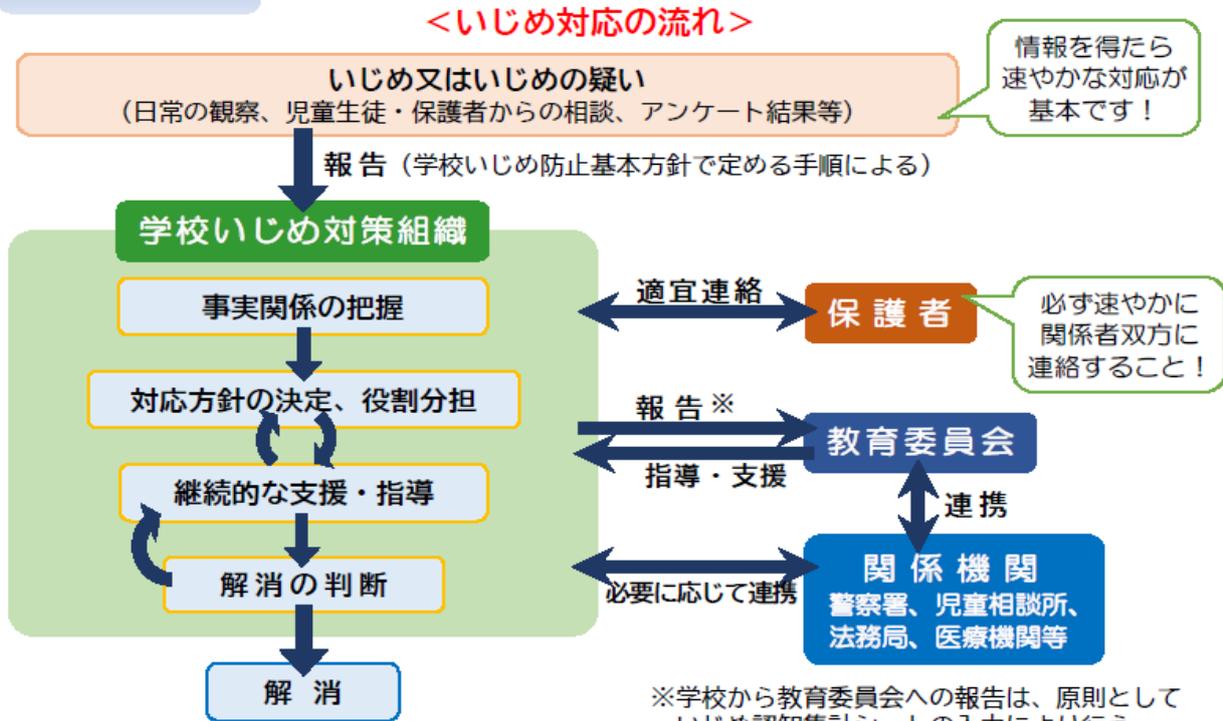
学校と教育委員会のどちらが調査を行うかは、教育委員会が決定する。学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を重大事態の調査組織とすることができる。

調査を行うに際しては、被害児童生徒や保護者に対して状況を随時丁寧に説明する。また、重大事態の調査が終了していない段階においても、いじめを受けた児童の安全を確保し、安心して学習等の活動に取り組めるようにするための支援や対応を行う。

調査結果は、教育委員会に報告し、可能な範囲で関係者に情報提供を行う。

第5章 いじめ発生時対応フローチャート

対応フロー図



※調査主体を学校とするか教育委員会とするかは、教育委員会が決定する。  
 ※教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が流山市いじめ対策調査会に依頼して調査を行う。

※流山市教育委員会「いじめ対応マニュアル」より

## 第6章 公表・点検等

- (1) いじめ防止にかかわる校内研修の推進について  
生徒指導・教育相談・道徳教育等, いじめの未然防止のための研修を計画的に行う。
- (2) 保護者, 地域, 関係機関との連携について  
いじめ防止は, 学校と保護者, 地域, 関係機関の連携が不可欠ととらえ, 日頃から情報の共有に努める。
- (3) その他  
なお, この方針は, 今後, いじめ防止対策推進委員会で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

## 第7章 年間計画

### 令和5年度 いじめ対策年間計画

■:教職員間の活動   ○:児童・教職員

	実施計画	主な学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新年度校内いじめ対策組織発足</li> <li>■特別支援委員会発足</li> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議で, いじめ防止基本方針及び, いじめ対策について共通理解</li> </ul> </li> <li>○「小山っ子のやくそく」の公開・確認</li> <li>○学級のルールづくり</li> <li>○学校のいじめ対策を広報</li> <li>○いじめ防止月間の活用</li> <li>○命を大切にするキャンペーン(イエローリボンキャンペーン)</li> <li>○生活委員会によるみまもり活動</li> <li>○生徒指導機能を生かした授業実践について</li> <li>○相談箱・悩み事相談員の周知</li> </ul>	始業式 入学式
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>○交流学級開始</li> <li>○授業参観・懇談会</li> </ul>	授業参観・懇談会
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>○学校生活アンケートの実施(いじめアンケート)</li> <li>○Q-Uの実施・分析(3～6年)</li> </ul>	林間学校
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> </ul>	終業式

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別支援委員会</li> <li>○個人面談</li> </ul>	個人面談週間 指導室計画訪問
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>■校内研修 いじめ防止対策推進法に関する</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>○夏休み明けの児童の様子の変化の把握</li> <li>○いじめ防止授業の実施(～12月)</li> </ul>	始業式 スポーツフェスティバル
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>○学校生活アンケートの実施(いじめアンケート)</li> </ul>	修学旅行 土曜参観
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>■特別支援委員会</li> <li>○Q-Uの実施・分析(3～6年)</li> <li>○学校生活アンケート(児童の悩み・セクハラ)の実施</li> <li>○学校評価(インターネット回答)の実施</li> </ul>	個人面談週間 終業式
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>■スクールロイヤー来校</li> <li>・本校実態調査, いじめ防止基本方針の改訂助言</li> <li>○冬休み明けの児童の様子の変化の把握</li> </ul>	始業式
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>・次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し</li> <li>○授業参観・懇談会</li> </ul>	6年生に感謝を伝える企画 授業参観・懇談会
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生徒指導部会兼いじめ対策会議</li> <li>・今年度の反省と来年度の課題, 次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し、改訂案の作成</li> <li>■校内特別支援委員会</li> <li>■学校・学年間の情報交換, 指導記録の引き継ぎ</li> </ul>	卒業式 修了式

上記のほか、毎月1回「教育相談日」を設定(8月を除く)

平成26年1月31日 初版  
平成28年4月15日 改訂  
平成29年3月30日 改訂  
平成30年3月30日 改訂  
平成30年4月 3日 改訂  
平成31年3月22日 改訂  
令和 2年4月 2日 改訂  
令和 3年4月20日 改訂  
令和 4年4月21日 改訂  
令和 4年6月17日 改訂  
令和 4年10月19日 改訂  
令和 5年4月 3日 改訂

# いじめ対応マニュアル

## I いじめ対応の基本的な考え方

### 1 いじめかどうかは、被害を受けた子どもの側に立って判断すべきものです

いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とされています。

現行法による「いじめ」は、行為を受けた子どもの「主観」が全てです。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じていれば「いじめ」です。

だからこそ、被害を受けた子どもからしっかりと話を聞かなければなりません。そして、その子どもの気持ちに寄り添い、苦痛を取り除くために対応することが大切になります。

### 2 教師の主観で子どもどうしの「トラブル」と判断してはいけません

教室や学校内では、子どもどうしの「トラブル（もめごと）（いざこざ）（いさかい）」は日常的に起こるものです。「いじめ」と「トラブル」の違いを判断するのは難しいと思うかもしれませんが、例えば、仲の良い友達どうしの間で起きたことでも、その中で誰かが苦痛を感じていれば、「トラブル」ととらえるのではなく、「いじめ」としてとらえ対応していくことが必要です。

### 3 「謝罪させる」という指導だけでは、いじめの解決にも再発防止にもなりません

いじめ行為が明らかになったら、いじめた子どもへの指導、その保護者へ事実の説明等を行います。また、その結果について、いじめを受けた子どもとその保護者へ説明するとともに理解と協力を得て、謝罪の場を設ける等の関係者の意向を踏まえた対応をした後、経過観察を行い、再発防止へとつなげていきます。しかし、謝罪の場を設けることができたからといって、すぐに再発防止につながるわけではありません。いじめた子ども、いじめを受けた子ども、その周辺の子どものたちに対し、人間関係の構図を改善し、関係性を回復させることが再発防止には必要です。また、いじめた子どもの内省を促し、心の底から「悪いことをした。卑怯なことをした。」と自ら気付かせることができなければ、謝罪は表面的なものになります。そして、いじめた要因や背景を把握し、いじめた子どもが抱えている悩みや課題にも着目し、改善するようにしなければ、いじめ行為を続けてしまうかもしれません。

だからこそ、いじめた子どもに対しては、「いじめはいけない。」と叱るだけ、謝罪させるだけの指導では十分ではないと理解する必要があります。

★相手の心の痛みに共感させることで内省につなげましょう。

いじめを受けた子どもの立場、辛さ、悔しさを考えさせます。

具体的な場面を振り返りながら、自分が相手の立場であればどう感じたかを想像させます。相手の心の痛みへの共感性を育て、子どもの内省につなげることが大切です。

## 4 教師の先入観が「いじめ」を見逃すことも

保護者からの訴え

最近、ウチの子（A）が、BさんとCさんから強い口調で言われることが多いようで、悩んでいるのですが・・・。

教師の誤った対応（例）

### 誤った認識

「双方どちらにも非があるからお互い様ですね。」

### 楽観視

「A君はみんなの笑いをとるのがうまいのでクラスの人気者です。心配しなくても大丈夫ですよ。」

### 安易で不十分な見立て

「いつも一緒にいて楽しそうにしていますよ。」

### 危機意識の不足

「先日、謝罪の場を設けたのだからもう問題は起こらないでしょう。」

### 根拠のない楽観的な判断

「アンケートには何も書いていなかったので、問題はないでしょう。」

**経験のある教師でも、一人の見立てには限界があります。だからこそ、学校組織を機能させ、多面的に子どもの見立てをすることが必要です。**

○校内の組織的な指導体制がうまく機能しない原因○

- ★児童生徒理解の不足・・・限られた視点、情報のみで児童生徒を見立てている。
- ★学校の指導方針の共通理解不足・・・教員間、学年間で指導方針がそろわない。
- ★教員の力量に頼る指導が中心・・・教員個々の判断、対応に終始し、抱え込みを容認している。
- ★教員間のコミュニケーション不足・・・教員同士の意思疎通や実践の機会が少ない。

## 5 問題意識、課題意識をもって子どもを見る、関わることが大切です

例えば、下校時に、いつも一緒に帰る子ども達と離れ、廊下を一人ぼっちで歩くAさんの様子を見かけたとします。そこで、全ての教員が「いつもと違うな。何かあったのかな。」と感じて、すぐに「どうしたの。」と声をかけることができる学校は、組織としてAさんについての児童生徒理解、課題の把握ができていと言えます。

教室の中でAさんに対して笑いが起きたとします。その笑いがAさんを嘲笑するものなのか、Aさんとの良好な関係を前提とした嬉しさや楽しさを表すものなのか、その場に直面した教員が常に意識していないと、指導のタイミングを逃し、その場が一瞬にして流れてしまいます。

教室の中に漂う雰囲気や違和感は、教員が常に問題意識をもたない限り察知できません。そして、その問題意識は、組織で共有されて初めて多角的な視点からの指導に結び付き、いじめの解決をはじめ、様々な子どもの課題を解決することにつながります。

## II いじめの指導と対応

### 1 いじめた子どもへの指導

#### (1) いじめた子どもの気持ちも受け止めながら、自らの行為の非に気付かせる

一旦は、いじめた子どもの気持ちも傾聴し、いじめ行為をした背景を把握しましょう。責任を回避したり事実から逃れようとしたりする態度や姿勢を見極め、自分のしてしまった行為を自覚させ、いじめた子どもの様々な気持ちを把握した上で、事実に向き合うことが大切です。

#### (2) いじめ行為に対して毅然とした態度で指導する

子どもの気持ちに共感しつつも、いじめ行為は正当化させません。その際、漠然とした指導をするのではなく、具体的な行為に対して指導しましょう。いじめ行為に対する毅然とした態度を示しながら、いじめは相手の人権、尊厳を傷付ける行為であることを、発達段階に応じて理解させることが大切です。

#### (3) いじめた子どもと一緒に再発防止について考える

正しい言動（言葉や行動）を教師と一緒に考えることも大切です。その時に、どうすれば良かったのか、どうすれば繰り返さずに済むか、具体的な言動を子どもにも考えさせ、子ども自身が心から納得でき、理解できるように導くことが大切です。

#### (4) いじめられた子どもの尊厳を回復し、関係改善につなげる

謝罪の場を設定する際には、「謝罪することで問題が終結するわけではなく、これからの行動や関わり方が重要である」ことを教師、子ども、保護者で確認することが必要です。いじめられた子どもの尊厳の回復を最優先に、関係修復に努めましょう。

#### 反省した子どもの姿とは

- ★相手の傷付いた気持ちや苦しみ、悲しみを理解している
- ★なぜ自分がそういう行動をしてしまったのかを理解している
- ★今後、いじめ行為をしないためにどうすれば良いのかを理解している

安易な謝罪や握手をさせる等は解決になりません。

### 2 いじめの対応は、組織的な対応が基本です

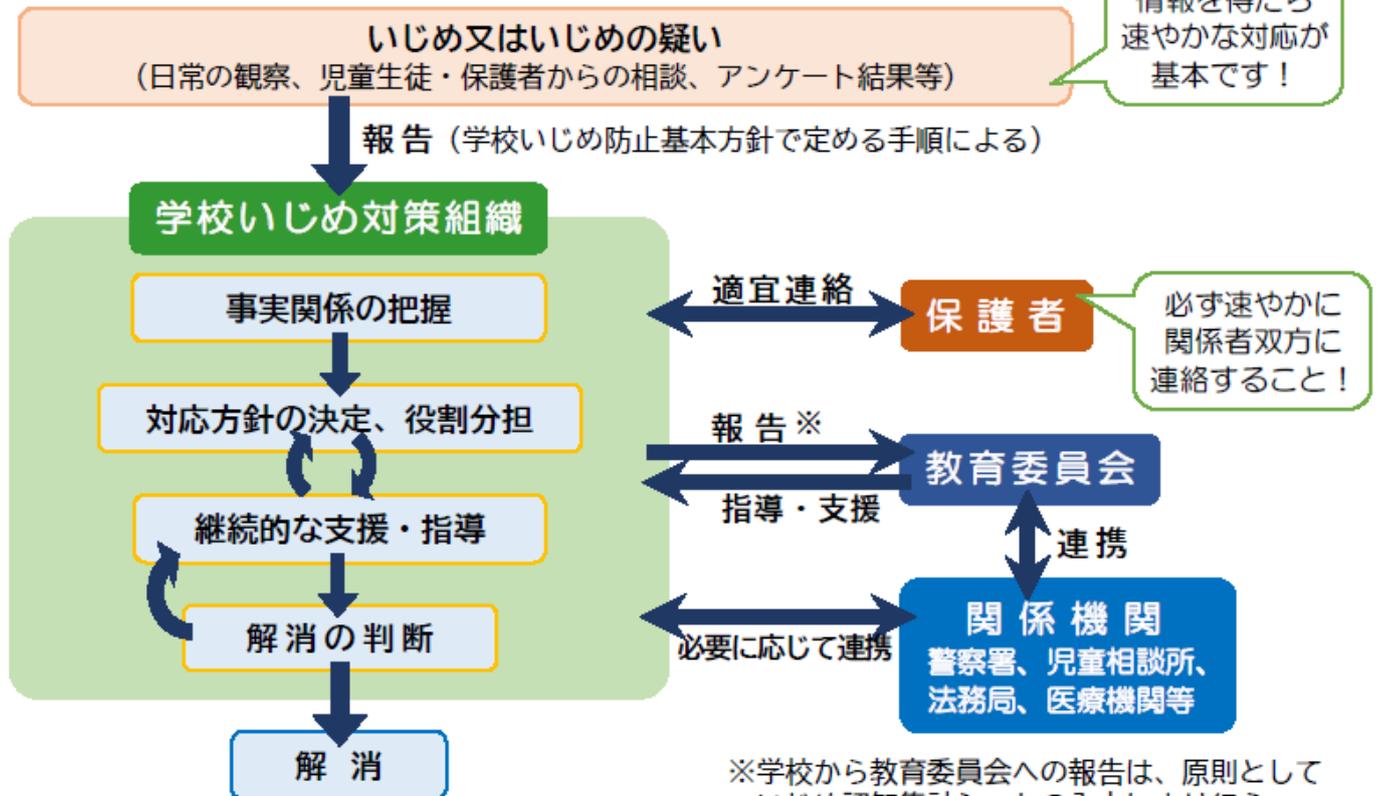
組織として、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取る等して、事実関係の確認を行い、被害、加害の子どもと保護者に連絡をして対応していきます。ケースによっては多くの子どもが関わっていることもあり、事実確認には学年職員だけではなく、その他多くの職員で対応しなければならない場合もあります。

法律でも、教師が単独で判断、対応することは認められていません。仮に、組織的な対応をせず、重篤な結果を招いた場合、責任を問われることがあります。そして何よりも、一番守るべき「子どもの安心安全な生活」に対して重大な被害を与えてしまうことになります。だからこそ、組織で指導方針や対応策を検討し、組織で実行することが大切です。

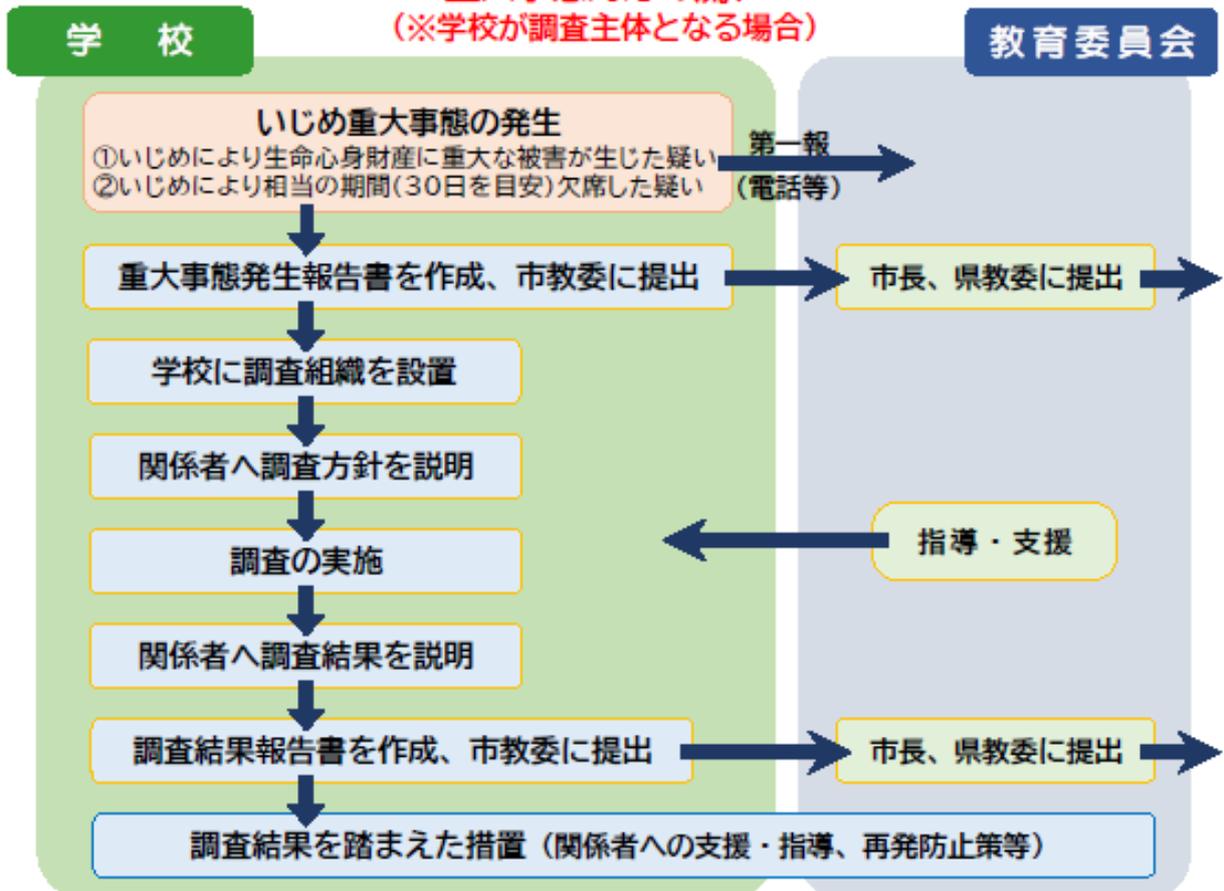
事案によっては、管理職や生徒指導主任、教育相談担当が前面に出て対応することが必要なケースや、担任・学年職員が直接対応しなければならないケースがあり、事案に応じて柔軟かつ適切な対応が必要です。また、複数人で対応をすることで、指導する者、フォローする者、説明する者、記録を取る者等、役割分担をして対応することが可能になり、後々のトラブル防止にもつながります。

対応フロー図

<いじめ対応の流れ>



<重大事態対応の流れ>  
(※学校が調査主体となる場合)



※調査主体を学校とするか教育委員会とするかは、教育委員会が決定する。  
 ※教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が流山市いじめ対策調査会に依頼して調査を行う。